平成２４年（再イ）第１５号
鹿児島県志布志市志布志町安楽178番地51
再生債務者　平原　涼子
1　決議に付する再生計画案　平成25年５月29日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年７月１日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年７月１日まで
平成25年６月３日
鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成１９年（再イ）第７６号
北九州市小倉北区砂津３丁目３番10―406号、認可時住所福岡県久留米市国分町462番地１－１アベニール国分Ａ棟201号
再生債務者　黒田清和こと　松崎　清和（旧姓吉田）
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成19年12月７日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成25年６月３日
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

平成２０年（再イ）第２０号
栃木県河内郡上三川町大字上郷1134番地３
再生債務者　仙波　　昇
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成20年６月18日に認可した再生計画には、民事再生法に定める事由がある。
平成25年５月29日
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２０年（再イ）第９１１号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵203番地１リバーサイドコーポフジＡ102号
再生債務者　白石　京子
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成21年２月25日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成25年５月31日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（再イ）第１０２号
横浜市保土ケ谷区常盤台21番31―201号
再生債務者　内田　陽三
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成23年８月18日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成25年６月３日
横浜地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２５年（再イ）第８号
栃木県日光市鬼怒川温泉大原1412番地24
再生債務者　安田　公一
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成25年５月30日
宇都宮地方裁判所第１民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第１０００８号
東京都あきる野市山田793番地５
再生債務者　藤倉　昌弘
1　決定年月日時　平成25年６月３日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月１日まで
4　一般異議申述期間　平成25年７月15日から平成25年８月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第１４号
福岡市南区大池１丁目23番15号
再生債務者　北原富士子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年５月20日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年６月20日まで
平成25年５月30日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再ロ）第２６号
札幌市白石区北郷１条６丁目２番１―405号
再生債務者　千葉　友一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年６月３日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年７月１日まで
平成25年６月３日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再ロ）第６号
徳島県板野郡藍住町乙瀬字乾40番地20
再生債務者　石本　仁男
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年５月24日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年７月１日まで
平成25年６月３日　　徳島地方裁判所民事部

平成２４年（再ロ）第３号
大阪市西淀川区野里１丁目７番15―1006号
再生債務者　藤原　利香
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年５月21日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年７月１日まで
平成25年６月３日
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２４年（再ロ）第６号
鳥取県米子市三本松３丁目８番23号
再生債務者　小川容詞子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年５月31日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年７月３日まで
平成25年６月３日　鳥取地方裁判所米子支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第９号
福岡市博多区諸岡３丁目27番11―406号
再生債務者　尾上　　一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月27日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再ロ）第６号
さいたま市桜区大字下大久保908番地３
再生債務者　小川　文雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年５月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月31日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再ロ）第７号
さいたま市桜区大字下大久保908番地３
再生債務者　小川貴代子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年５月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月31日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再ロ）第１６号
福岡市早良区飯倉２丁目９番５―403号
再生債務者　新宮領　篤
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年５月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月27日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再ロ）第４号
佐賀県鹿島市大字納富分4795番地11
再生債務者　山田　　進
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年５月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月31日　佐賀地方裁判所武雄支部

企業年金基金変更公告

ジーシー企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により、次のとおり公告する。
1．新事務所の所在地　東京都文京区本郷３丁目２番14号
2．旧事務所の所在地　東京都板橋区蓮沼町76番１号
3．変更年月日　平成25年６月１日
平成 25 年６月 11 日
東京都文京区本郷３丁目２番14号
ジーシー企業年金基金
理事長　中尾　　眞